



## 森林環境譲与税を活用した取組み

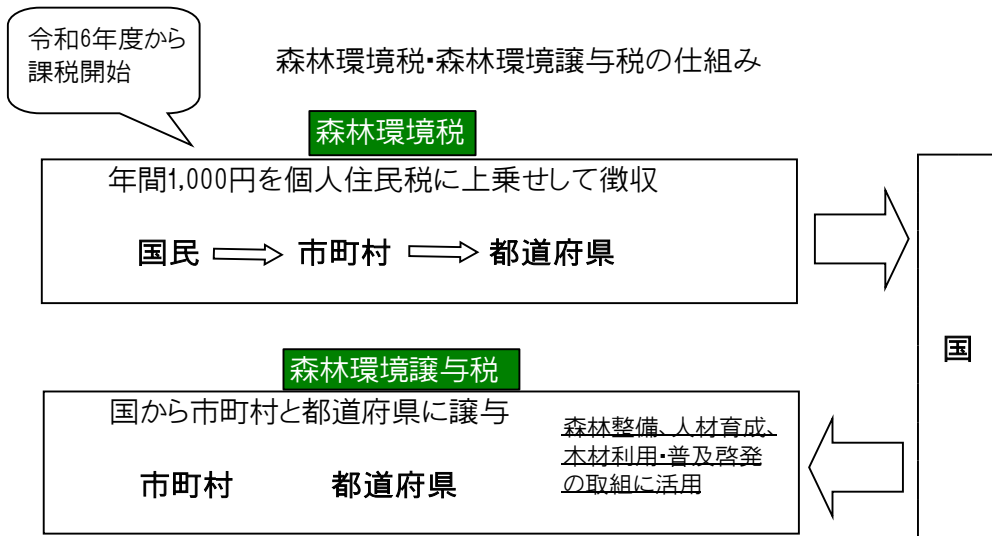


日本の国土の約7割は森林です。

この森林が持つ多くの機能(国土保全、水源涵養、地球温暖化防止など)を発揮させるためには、森林をしっかりと整備していく必要があります。

しかし、林業の採算性の低下や、所有者不明森林の顕在化、担い手の不足などにより手入れ不足の森林が増えています。

このため、国は、森林整備やその促進に必要な財源を安定的に確保することを目的に、平成31年に、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」を創設しました。



「森林環境譲与税」は、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口を基準として、令和6年度からの「森林環境税」の課税に先立ち、令和元年度から譲与されています。宮崎市において令和4年度に森林環境譲与税を活用し取組んだ事例を紹介します。

### 森林整備

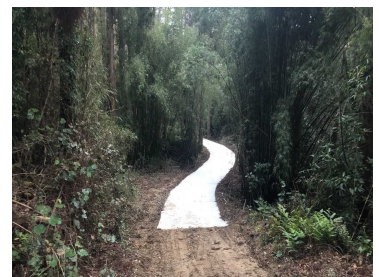
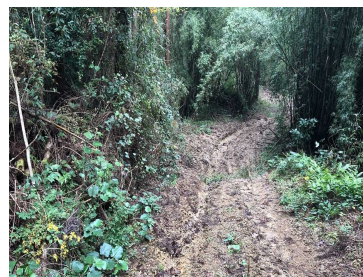
#### ・市経営管理事業(間伐の実施)

森林経営管理制度に基づき、手入れ不足の森林に対する間伐の実施



#### ・作業路維持管理事業

台風等により被害を受けた森林作業路の補修工事に係る経費の一部助成



## 人材の育成・確保

- ・高性能林業機械導入支援事業  
省力化や生産性の向上に大きな期待が  
持てる高性能林業機械の購入費用の  
一部助成



## 木材利用・普及啓発

- ・木運醸成事業  
木材利用を通し、森林や森林整備への  
理解醸成を目的に、市産材を活用し記  
載台などを作製

